

第5編 南海トラフ地震 防災対策推進計画

令和3年8月変更

【目 次】

第1章 総 則	
第1節 推進計画の趣旨	1
第2節 推進地域及び津波避難対策特別強化区域	2
第3節 地震発生時の災害応急対策として行う 事務又は業務の大綱	3
第4節 南海トラフ地震（M9クラス）の被害の特性	4
第5節 基本指針と減災目標	5
第2章 災害対策本部の設置等	
第1節 災害対策本部等の設置等	6
第2 災害対策本部等の設置	
第3章 地震発生時の応急対策	
第1節 地震発生時の応急対策	9
第1 情報の収集・伝達	
第2 施設の緊急点検・巡視	
第3 救助・救急活動・医療活動・消火活動	
第4 物資の調達	
第5 輸送活動	
第6 保健衛生活動・防疫活動	
第7 帰宅困難者対策	
第8 二次災害防止等	
第2節 資機材、人員等の配備手配	10
第1 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置	
第3節 他の機関に対する応援要請	11
第1 自衛隊の派遣要請	
第2 広域消防応援体制	
第3 消防防災ヘリコプター派遣要請	
第4 近畿地方整備局	
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	13
第1 施設整備の方針	
第2 県の実施内容	
第2節 建築物等の耐震化の推進	14

第5章	地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	
第1節	地域防災力の向上	15
	第1 家庭での防災対策	
	第2 地域での防災活動	
	第3 企業の防災活動	
	第4 県、市町の措置	
第2節	防災訓練計画	17
	第1 県・市町・防災関係機関における防災訓練の実施	
	第2 普及啓発活動	
第3節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	18
	第1 住民等に対する教育及び広報	
	第2 児童、生徒等に対する教育	
	第3 防災上重要な施設の管理者に対する教育	
	第4 自動車運転者に対する教育	
	第5 市職員に対する教育	
	第6 相談窓口の設置	
第6章	南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	20
	第1 対応方針	
	第2 応急危険度判定の迅速化等	
	第3 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表	
	第4 時差発生等における円滑な避難の確保等	
	第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場 合における災害応急対策に係る措置	

第1章 総則

第1節 推進計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震（南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震）に備え、南海トラフ地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格と役割

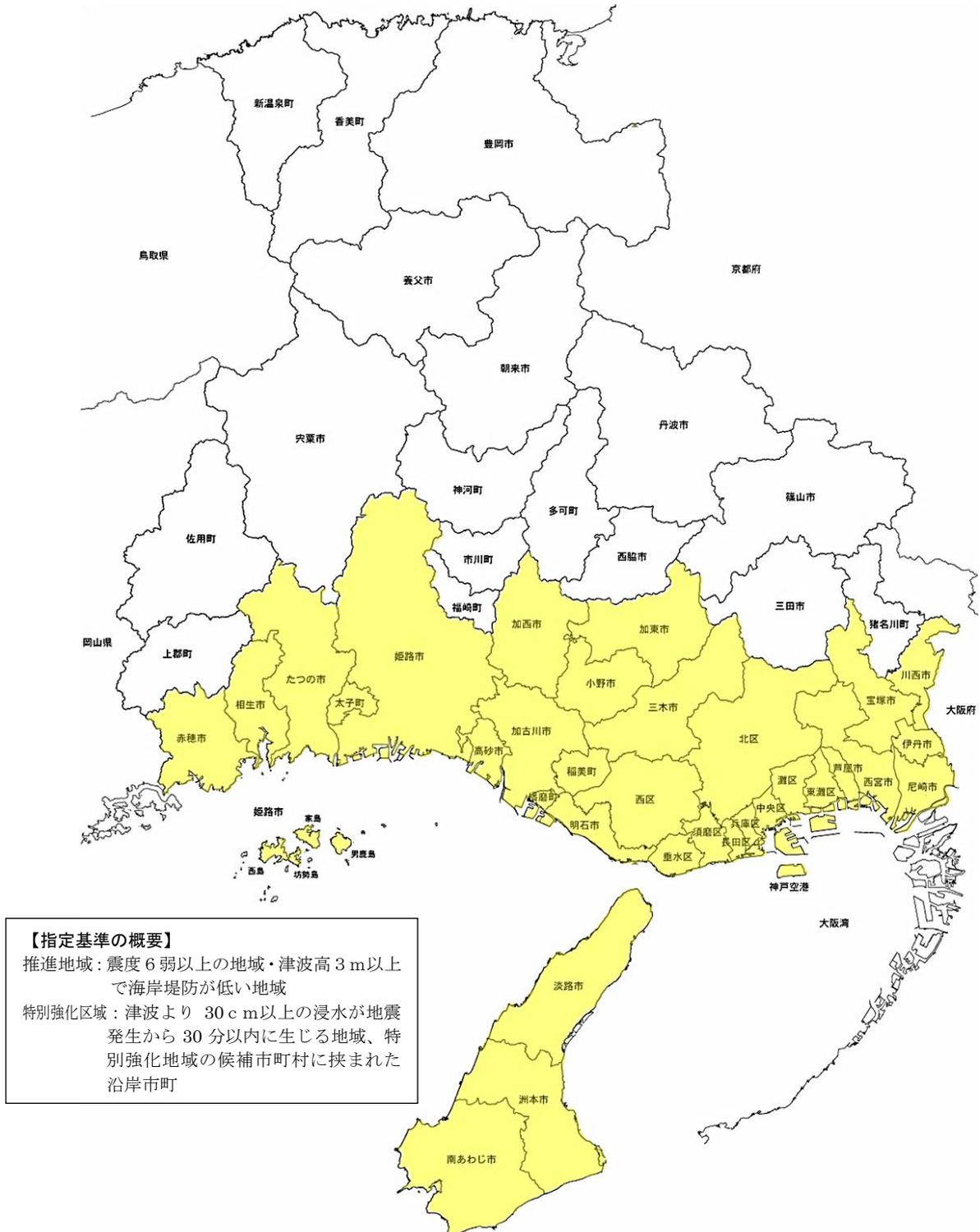
- (1) この計画は、南海トラフ地震災害に関して、県、市町その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等について基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、小野市地域防災計画地震対策計画の第5編として作成する。
- (3) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進計画（平成26年3月28日中央防災会議作成）等を踏まえて作成された、兵庫県地域防災計画地震災害対策計画に基づき作成する。

第2節 推進地域及び津波避難対策特別強化区域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条第1項に基づき指定された本県の推進地域の区域は以下のとおりである。また、そのうち、同法第10条第1項に基づき指定された津波避難対策特別強化地域は洲本市、南あわじ市である。(平成26年3月31日内閣府告示第22号)

【推進地域：平成26年3月31日内閣府告示第21号】

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域



第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
近畿地方整備局 (姫路河川国道事務所)	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (TEC-FORCE)
近畿農政局 (兵庫支局)	1 土地改良機械の緊急貸付 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん
農林水産省	災害救助用米穀の供給 (売却)
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)	気象、地象、水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達
近畿中国森林管理局	災害対策用復旧用材の供給

2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 (第8高射特科群)	人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施

3 県の機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
兵 庫 県	兵庫県の地域にかかる災害応急復旧対策
小野警察署	1 被害実態の把握 2 人命救助及び避難誘導等 3 交通の安全と円滑の確保等

4 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便(株)小野郵便局	災害時における郵便事業、窓口業務運営の確保
西日本旅客鉄道(株) (神戸支社)	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施
西日本電信電話(株) (兵庫支店)	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信
関西電力送配電(株) (社送配電営業所)	電力供給施設の応急対策の実施
日本通運株式会社 (西脇支店)	災害時における緊急陸上輸送

5 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
輸送機関 ◇神姫バス(株)三木営業所 ◇神戸電鉄(株)小野駅 ◇北条鉄道(株)粟生駅 ◇トールエクスプレス(株) (三木小野支店)	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 災害時における緊急陸上輸送 3 鉄道施設等の応急対策の実施
一般社団法人 小野市・加東市医師会	災害時における医療救護
一般社団法人兵庫県 L P ガス協会東播支部	1 L P ガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるL P ガスの供給

第4節 南海トラフ地震（M9クラス）の被害の特性

南海トラフで発生する地震に関しては、起こり得る最大クラスの地震を想定した対策を講じることとする。被害の特性は、次のとおりである。

1 広域的な被害

関東から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に、太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定される。本県は県外からの十分な応援は必ずしも期待できない。

2 地震による被害

(1) 揺れによる被害

淡路島や神戸・阪神地域や東播磨地域を中心に、揺れによる建物・人的被害の発生が想定される。

(2) 堤防等の機能損傷

揺れや液状化により、堤防の損壊又は機能不能、水門、陸閘等のレールのゆがみ、閉鎖不能が生じ、津波浸水被害が拡大するおそれがある。

(3) 火災の発生

住宅密集地域などで火災が発生し、延焼も生じることが想定される。

(4) 長周期地震動による被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害が発生する。また、高層ビルなど長大建造物で相当の被害が懸念される

(5) 土砂災害の発生

淡路地域や神戸市、姫路市を中心に急傾斜地や林地の崩壊等が発生する。

(6) 帰宅困難者の発生

神戸・尼崎・西宮などを中心に、帰宅困難者が発生することが想定される。

3 津波による被害

当市は、沿岸部から離れているため、津波被害の想定はないため省略する。

第5節 基本指針と減災目標

1 基本指針

南海トラフ地震に係る対策については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、巨大地震・津波災害の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とする。

2 減災目標

本計画並びに関連する計画及び対策を実施することにより、実現を目指すべき減災目標を次のとおりとする。

県民の命を守りきる

■死者をかぎりなくゼロに

約 29,100 人

津波約 28,000人、揺れ約 1,000人、火災約 50人



約 400 人

津波約 60人、揺れ約 300人、火災約 40人

県民財産の損害を減らす

■建物被害を 7 割減

約 37,000 棟



約 12,000 棟

■浸水面積を 2/3 に

約 6,100ha



約 4,000 棟
(粘り強い防潮堤の実現)

※浸水面積については、津波インフラ整備 5 箇年計画に基づく重点整備地区における対策の実施等によりさらなる減を目指す。

県民生活をいち早く回復する

■避難所生活者数を 4 割減

約 16.9 万人



約 10.6 万人

■浸水面積を 2/3 に

約 110 日



約 60 日

■直接被害を 4 割減

約 5.5 兆円



約 3.2 兆円

第2章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

市の災害発生時の防災組織について定める。

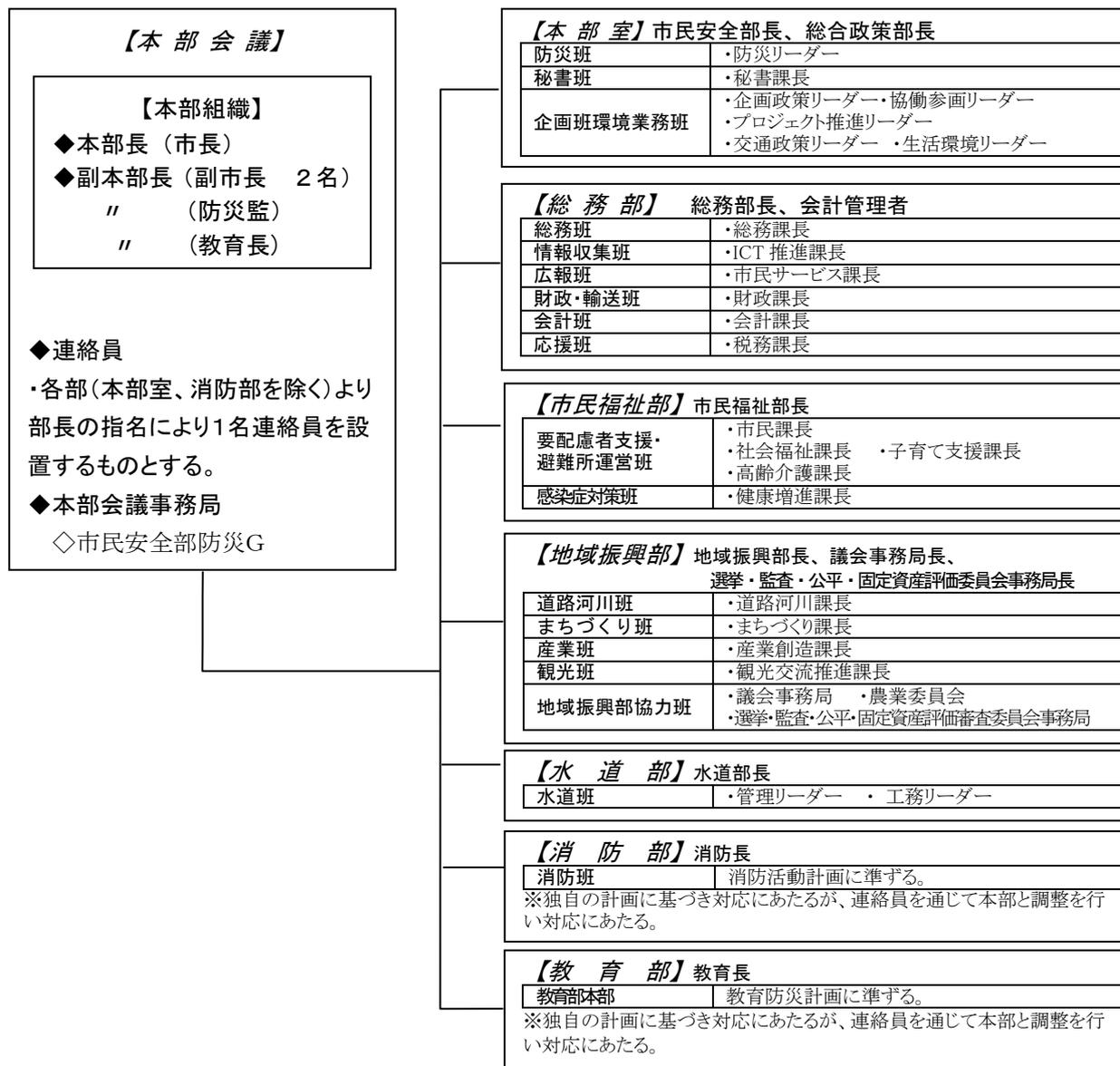
市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模等の地震が発生したと判断したときは、直ちに小野市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

(→詳細は、第3編 災害応急対策計画 第1章 組織の設置に掲載)

1 組織構成 (21名)

本部長	◇市長
副本部長	◇副市長 2名 ◇防災監 ◇教育長
本部員 (16名)	◇技監 ◇総務部長 ◇総合政策部長 ◇市民安全部長 ◇消防長 ◇市民福祉部長 ◇地域振興部長 ◇水道部長 ◇会計管理者 ◇教育指導部長 ◇教育管理部長 ◇議会事務局長 ◇市民安全部次長 ◇農業委員会事務局長 ◇選挙・監査・公平・資産評価委員会事務局長 ◇(財)小野市施設管理協会事務局長

2 組織図



第1 災害対策本部等の設置

市における職員動員（参集・配備）体制について定める。

（→詳細は、第3編 災害応急対策計画 第2章 動員の実施に掲載）

1 市の動員体制

防災指令の発令基準	防災指令 (本部長が発令)	配備体制
◆小野市で震度3		連絡員配置
◆小野市が震度3、かつ近隣市（加古川市・三木市・加東市・加西市）のいずれか1市が震度4以上、若しくは兵庫県南東部で震度4以上が観測された場合	※この段階での災害対策本部の設置はないため防災指令の発令はなし。	警戒配備体制
◆震度4 ◆災害が発生する恐れがあるが、発生 of 時期、災害の規模等の予測が困難なとき	防災指令第1号	⇒ 第1号配備体制
◆震度5弱以上 ◆災害が発生する恐れがあるとき ◆小規模な災害が発生したとき	防災指令第2号	⇒ 第2号配備体制
◆震度6弱以上 ◆大規模な災害が発生する恐れがあるとき ◆大規模な災害が発生したとき	防災指令第3号	⇒ 第3号配備体制

2 職員の参集

【配備体制参集職員表】

本部室 又は部名	班名	警戒 配備体制	第1号 配備体制	第2号 配備体制	第3号 配備体制
本部室	防環境業務班	18	25	32	全職員
	秘書班	1	1	2	
	企画班	1	1	3	
総務部	総務班	1	3	6	
	情報収集班	1	2	3	
	広報班	1	2	4	
	財政・輸送班	6	19	37	
	会計班	1	1	2	
市民福祉部	応援班	1	8	16	
	要配慮者支援・避難所運営班	5	12	13	
地域振興部	感染対策班	1	4	7	
	道路河川班	8	21	40	
	まちづくり班				
	産業班				
観光班					
水道部	水道班	5	5	10	
消防部	消防班	(状況により消防長が決定する)			
教育部	教育部本部	1	26	65	全職員
各配備体制での参集職員合計		45	110	212	全職員

※ 第3号配備体制は再任用職員、嘱託職員、臨時職員を含む全職員を対象とする。

【北播磨総合医療センターの参集体制】

配備体制	警戒配備体制	第1号配備体制	第2号配備体制	第3号配備体制
参集職員数	北播磨総合医療センターの対応マニュアルに定めるところによる			

(注) 上記臨時配備体制班員数は原則的なものであり、災害の程度、時点等を考慮のうえ各部長において変更決定することができる。

3 参集連絡体制（自主参集）

各職員は、防災指令の発令基準の規模の地震が発生した場合、配備体制に基づき自主的に参集し配備につくものとする。

なお、地震情報はテレビ等で自主的に収集し、防災センターや消防本部への問い合わせ等の電話は一切行わず、参集するものとする。

防災指令の発令基準	配備体制（自主参集職員）
◆小野市で震度3	連絡員配置（防災グループ員）
◆小野市が震度3、かつ近隣市（加古川市・三木市・加東市・加西市）のいずれか1市が震度4以上、若しくは兵庫県南東部で震度4以上が観測された場合	警戒配備体制（38名）
◆震度4 ◆災害が発生する恐れがあるが、発生 of 時期、災害の規模等の予測が困難なとき	第1号配備体制（73名）
◆震度5弱以上 ◆災害が発生する恐れがあるとき ◆小規模な災害が発生したとき	第2号配備体制（151名）
◆震度6弱以上 ◆大規模な災害が発生する恐れがあるとき ◆大規模な災害が発生したとき	第3号配備体制（全職員） ※再任用職員、嘱託職員、臨時職員を含む全職員を対象とする。

4 参集職員の行動（勤務時間外に地震が発生した場合）

- (1) 職員自身又は家族の被災により配備につけないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- (2) 居住地周辺で大規模な被害が発生し人命救助活動等が実施されているときは、これに参加しその旨を所属長に連絡する。
ただし、災害対策本部員、部長、室長、課長、防災担当指定要員等は、この限りでない。（市の災害対策に従事するため。）
- (3) 原則として車の使用は避け、可能な限り自転車、オートバイ等により配備につくこと。但し、市外在職員で交通網の途絶等により参集が困難な場合は近隣在住職員間での乗り合せ等を行い、速やかに配備につくこと。
- (4) 参集途上において、災害状況をできるだけ把握し、到着後各班長を通じて「本部室」へ報告する。
- (5) 地震の規模に応じて、職員自らの食料を持参し参集する。

第3章 地震発生時の応急対策

第1節 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震発生時の災害応急対策について定める。

第1 情報の収集・伝達

1 情報の収集・伝達

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県（災害対策局）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速な情報の報告に努めることとする。

2 避難のための指示

[全般]

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命及び身体を保護し、災害の拡大を防止するため、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することとする。
- (2) 市長は、避難のための立ち退きを指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- (3) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、住民に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。
- (4) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事案が発生した場合に警察官がその場に行かないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

[津波災害 省略]

第2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、堤防、水門、^{りっこう}陸閘、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めることとする。

第3 救助・救急活動・医療活動・消火活動

救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、第3編「災害応急対策計画」に定めるところによる。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

第4 物資の調達

- 1 市は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。
- 2 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。
- 3 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行うこととする。

第5 輸送活動

輸送に関しては、第3編「災害応急対策計画」に定めるところによる。

第6 保健衛生活動・防疫活動

保健衛生活動・防疫活動に関しては、第3編「災害応急対策計画」に定めるところによる。

第7 帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、帰宅困難者のための支援策等について、検討、推進することとする。

帰宅困難者対策に関しては、第3編「災害応急対策計画」に定めるところによる。

第8 二次災害防止等

市は、地震・津波における危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施することとする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

第2節 資機材、人員等の配備手配

南海トラフ地震発生時の資機材、人員等の配備について定める。

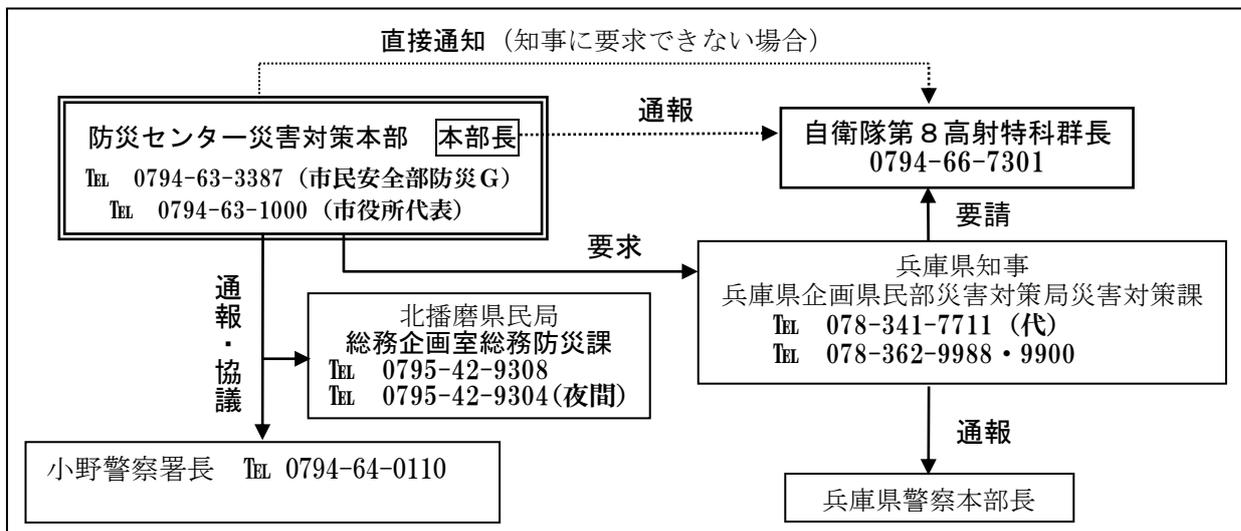
第1 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

市は、地震が発生した場合において、県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急・復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等準備を行うこととする。

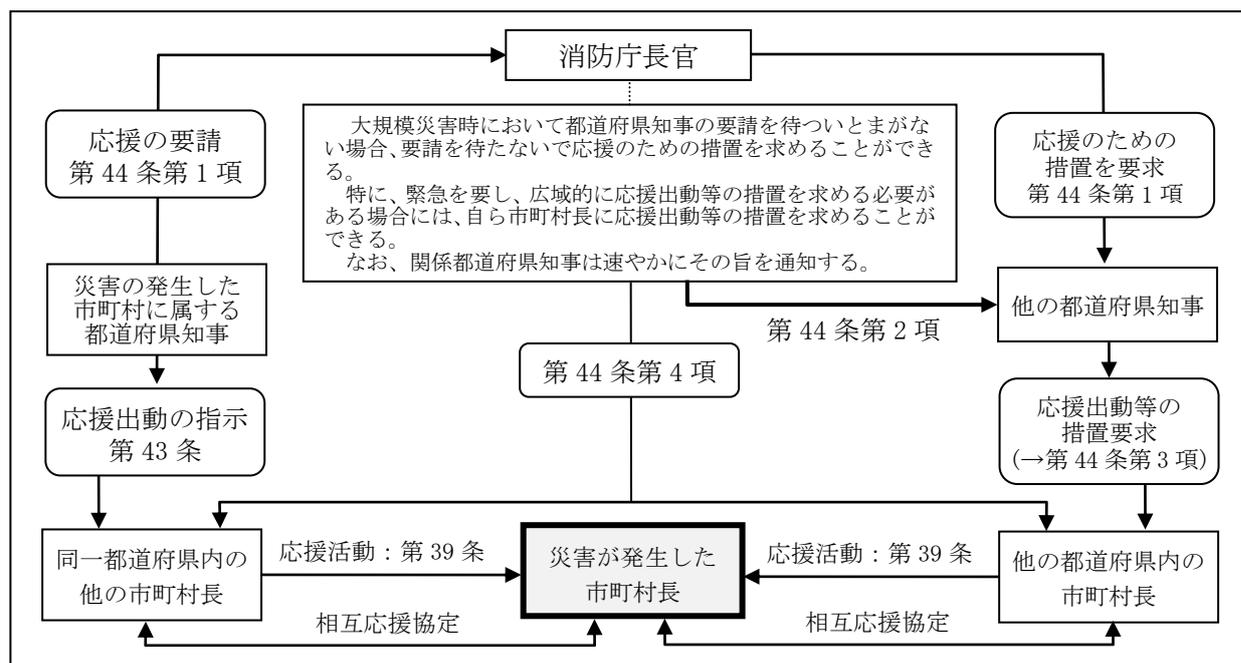
第3節 他の機関に対する応援要請

他の機関への応援要請に関しての詳細については、第3編「災害応急対策計画」に定めるところによる。

第1 自衛隊の派遣要請



第2 広域消防応援体制



○ 緊急消防援助隊応援要請先

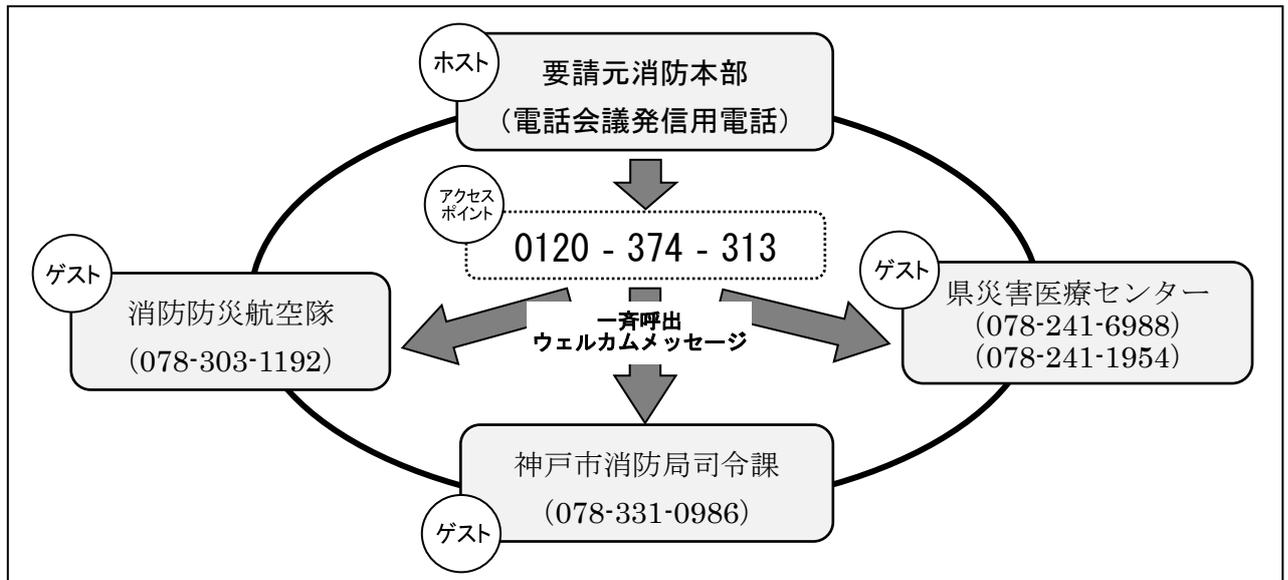
		平日（8:30～18:15）	左記以外
N T T回線	電話	03 - 5253 - 7527	03 - 5253 - 7777
	FAX	03 - 5253 - 7537	03 - 5253 - 7553
消防防災無線	電話	90 - 49013	90 - 49102
	FAX	90 - 49033	90 - 49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN - 048 - 500 - 90 - 43422	TN - 048 - 500 - 90 - 49102
	FAX	TN - 048 - 500 - 90 - 49033	TN - 048 - 500 - 90 - 49036

【消防応援要請系統図】

	応援要請者	市の応援要請先	最終要請先
全国への応援要請	本部長 ⇒	県知事 ⇒ 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 TEL 078-362-9988	消防庁長官
近畿地区への応援要請	消防長 ⇒	神戸市消防局長 ⇒ TEL 078-333-0119	大阪市消防局長
県内への応援要請	消防長 ⇒	明石市消防本部（東播代表） ⇒ TEL 078-912-1111	神戸市消防局長

第3 消防防災ヘリコプター派遣要請

消防本部の電話会議発信用電話から、アクセスポイント（0120-374-313）に電話を掛ける。

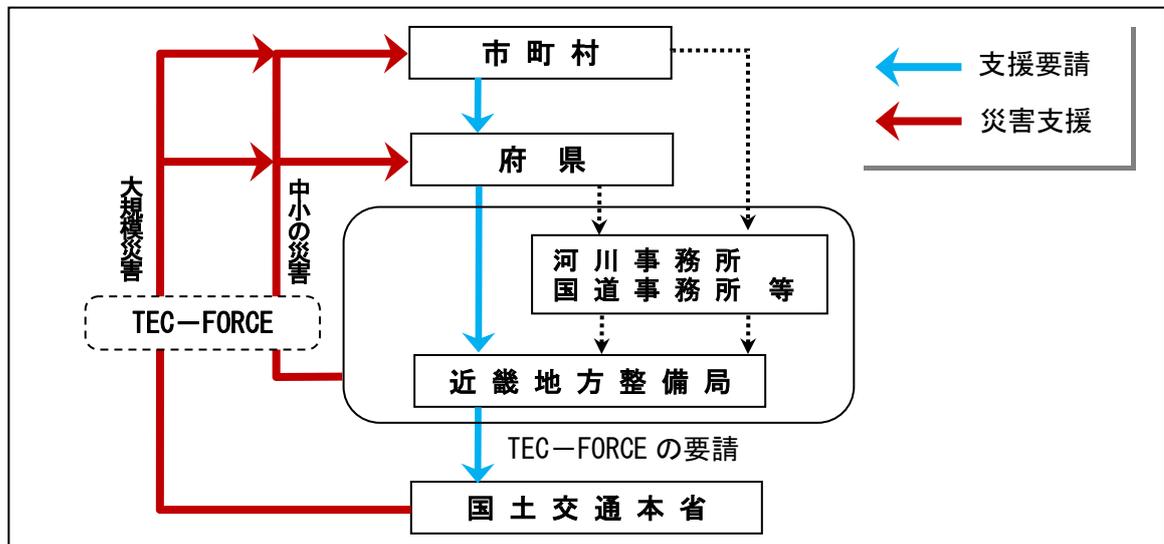


第4 近畿地方整備局（平成24年10月3日 協定を締結）

(1) 連絡先

兵庫国道事務所 防災情報課	TEL 078 - 331 - 4474
近畿地方整備局 企画部 防災課	TEL 06 - 6942 - 1575 FAX 06 - 6944 - 4741

(2) TEC-FORCEによる災害時支援体制



第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震が発生した場合の被害を最小限に軽減するための各種防災施設の整備について定める。

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1 施設整備の方針

- 1 県、市町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性および緊急度に従い、年次計画を作成し実施することとする。
- 2 県、市町は施設整備の年次計画の策定にあたっては、南海トラフ地震に対する防災効果を考慮することとする。
- 3 施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うこととする。

第2 県の実施内容

県は、今後5年間の主な施設等の整備方針を次のとおりとし、具体的な事業計画を南海トラフ地震・津波アクションプログラムにおいて定め、計画的に推進することとする。

1 ライフライン・インフラ施設の耐震化推進

交通量の多い橋梁や橋長が長く落橋した場合に復旧に長期間を要する橋梁等の耐震性能を確保するための対策を実施するほか、下水道施設や水道用水供給事業における耐震化を進める。

2 社会基盤施設の適切な管理・長寿命化の推進

橋梁、防潮堤等の土木構造物や排水機場、水門等の機械・電気設備等について、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づく点検・補修等を計画的に進める。

3 土砂災害対策の推進

全県の土砂災害警戒区域・山地災害危険地区（未指定の危険箇所含む）の総点検を実施するとともに、「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、砂防えん堤等の整備、治山ダムの整備など土砂災害防止対策を着実に進める。

4 ため池の整備の推進

「ため池整備5箇年計画」に基づき、大規模なため池を中心に耐震調査を実施し、緊急性の高いものから計画的に耐震整備を進める。

5 緊急輸送道路等の整備

被災直後の救助・啓開活動、迅速な復旧・復興を支える緊急輸送道路等の整備を進める。

6 通信設備、情報システムの整備

兵庫県防災行政無線網（衛星系）を更新し、災害時の非常通信手段の安定的確保を図るほか、フェニックス防災システムの機能強化・運用を行い、災害対応の迅速化を図る。

第2節 建築物等の耐震化の推進

庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

1 建築物耐震化の総合的推進

県は、令和7年度の耐震化率を住宅で9.7%、多数利用建築物で9.7%とすることなどを目標とする「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び多数利用建築物の耐震化を着実に推進する。

2 その他

その他建築物の耐震強化に関する事項については、第2編 災害予防計画に定めるところによる。

第5章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上

住民、自主防災組織、企業等の参加・連携による地域防災力の向上のための措置について定める。

第1 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」「室内の安全」「備蓄」「避難」を主なテーマとし、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。

1 事前の備え

(1) 住まいの安全チェック

- ① 専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。
- ② 家具の転倒防止などの室内安全対策を実施する。

(2) 家庭での防災会議の開催

定期的に家庭で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

(3) 防災知識・技術の修得

人と防災未来センターや各市町の防災センターなどの施設を見学したり、救急救命訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

(4) 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水は、家族構成を考えて最低でも3日間、可能な限り1週間分程度を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

2 災害時の行動に関する心構え（揺れへの心得）

- (1) 地震発生直後は、布団などで頭部を保護し、机の下などで身を守る。
- (2) あわてて外に飛び出さない。
- (3) 揺れが収まった後、火元の始末をする。
- (4) 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。
- (5) ブロック塀には近づかない。
- (6) 靴を履いて外へ出る。
- (7) 自動車では避難しない。

第2 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するように努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」に定めるところによる。

第3 企業の防災活動

南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずるべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施することとする。

また、特に危険物施設の管理者等は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図ることとする。

その他の企業においても、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、被災従業員への支援、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）や被災従業員への支援を含めた防災計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、

各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることとする。その具体的内容は、第2編「災害予防計画」に定めるところによる。

第4 県、市町の措置

県、市町は、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」に定めるところによる。

第2節 防災訓練計画

推進地域における南海トラフ地震等を想定した防災訓練等の実施について定める。

第1 県・市町・防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 県、市町その他の防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施することとする。
- 2 1の防災訓練は、年に1回以上実施することとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲まで円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 県は、市町、防災関係機関及び住民等の参加を得て総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な訓練を行うこととする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 情報収集・伝達訓練
 - (3) 警備及び交通規制訓練
 - (4) 要配慮者、滞留旅客等の避難誘導訓練
- 5 市町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うこととする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する情報伝達、避難誘導訓練
 - (3) 災害の発生状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県、防災関係機関に伝達する訓練
 - (4) 県、市町は、県の手引き（「防災訓練 はじめの一步！」）などを活用し、訓練効率の向上や、内容の高度化・実践化に努めることとする。

第2 普及啓発活動

市は、市域で想定されている地震ハザードマップ等を作成し住民に周知するとともに、家庭での防災対策の普及啓発を行うものとする。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震対策上必要な教育及び広報について定める。

第1 住民等に対する教育及び広報

- 1 市は、域内外の居住者等が地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるように努めることとする。
- 2 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進することとする。
- 3 市は、県から必要な助言をもらいつつ、地震に係る防災住民等に対する教育を実施するものとする。
- 4 市で実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むこととする。
 - (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、防災上とるべき行動に関する知識
 - (4) 正確な情報入手の方法
 - (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (6) 各地域における避難対処地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
 - (8) 情報収集に必要なラジオの携行等、非常持ち出し品の備えの徹底
 - (9) 平素から住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 5 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域の防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うこととする。
- 6 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意することとする。
- 7 市は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置するなどして避難対象地域や避難地、避難路等について広報を行うよう留意することとする。

第2 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校、高等学校において、次のことに配慮した実績的な教育を行うこととする。

- 1 過去の地震及び津波災害の実態
- 2 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- 3 ハザードマップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

第3 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市町が実施する研修に参加するように努めることとする。

県、市町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

第4 自動車運転者に対する教育

地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項について教育を行う。

- 1 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させるこ

と。

- 2 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- 3 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず、道路において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
- 4 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

第5 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うこととする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 4 職員が果たすべき役割
- 5 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 今後地震対策として取り組む必要がある課題
- 7 家庭内での地震防災対策の内容

第6 相談窓口の設置

県及び市町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図ることとする。

第6章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震への対応について定める。

第1 対応方針

- 1 県、市町は、南海トラフ沿いにおける地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- 2 先行する地震（例：東南海地震の領域）が発生した場合、後発地震（例：南海地震）により大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等では、数日間に限っての避難の実施を検討することとする。
数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を検討することとする。

第2 応急危険度判定の迅速化等

県、市町は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的な被害を防止するため、建築物や急傾斜地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立ち入り禁止を強く呼びかけることとする。

第3 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
南海トラフの想定地震減及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨の情報
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面が通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

第4 時間差発生等における円滑な避難の確保等

- 1 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について実施することとする。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うこととする。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
 - (1) 防災組織の設置
市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、必要に応じて部長級以上の職員を参集し、災害応急対策に係る会議を実施することとする。

第6章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

(2) 災害応急対策をとるべき期間等

県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対する注意する措置をとるものとする。

(3) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止を実施することとする。

(4) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても必要な体制を確保するものとする。

(5) 交通対策

市は、道路管理者と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(6) 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

市は、自ら管理する公共施設等における避難に関わる対策として、南海トラフ臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講ずるものとする。

第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 対策会議の開催

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、必要に応じて部長級以上の職員を参集し、災害応急対策に係る会議を開催する。

2 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

3 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、市が管理又は運営する施設等について、点検等を行うこととする。

